## 公立大学法人長野県立大学職員退職手当規程

平成 30 年 4 月 1 日 規程第 240 号 最終改正 令和 6 年 9 月 20 日

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人長野県立大学職員就業規則(平成30年規程第213号。以下「就業規則」という。)の規定に基づき、職員の退職手当に関し必要な事項を定める。

(退職手当の支給)

第2条 この規程の規定による退職手当は、前条に規定する職員が退職し又は解雇された場合にその者(死亡した場合には、その遺族)に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

- 第3条 この規程において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 配偶者(届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
  - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
  - (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
  - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 この規程の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、 同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあっては、当該各号に掲げる順位による。 この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母につい ては、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実 父母を後にする。
- 3 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上 ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該遺族に支給する。
- 4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
  - (1) 職員を故意に死亡させた者
  - (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第4条 次条及び第16条の規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)並

びに第 19 条の規定による退職手当は、職員が退職し又は解雇された日から起算して 1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡した者に対する退職手当の支給を 受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限 りでない。

## (一般の退職手当)

第5条 退職し又は解雇された者に対する退職手当の額は、次条から第10条まで及び 第12条から第14条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第15条の規定 により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

- 第6条 次条又は第8条に規定する事由以外の事由により退職し又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、退職し又は解雇された日におけるその者の給料の月額 (職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額。以下「給料月額」という)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
  - (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
  - (2) 11 年以上 15 年以下の期間については、1年につき 100 分の 110
  - (3) 16 年以上20 年以下の期間については、1年につき100 分の160
  - (4) 21 年以上 25 年以下の期間については、1年につき 100 分の 200
  - (5) 26 年以上30 年以下の期間については、1年につき100 分の160
  - (6) 31 年以上の期間については、1年につき 100 分の 120
- 2 前項に規定する者のうち、傷病(厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 47 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次 条第 2 項並びに第 8 条第 1 項及び第 2 項において同じ。)によらず、その者の都合により退職した者(職員就業規則第 21 条第 1 項各号に掲げる者及び傷病によらず同条第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定による解雇の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第 15 条第 4 項において「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
  - (1) 勤続期間1年以上10年以下の者100分の60
  - (2) 勤続期間 11 年以上 15 年以下の者 100 分の 80
  - (3) 勤続期間 16 年以上 19 年以下の者 100 分の 90
  - (11 年以上 25 年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)
- 第7条 11 年以上 25 年未満の期間勤続し、かつ、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者又は 25 年未満の期間勤続し、勤続場所の移転により解雇された

者であって理事長が定める者及び11年以上25年未満の期間勤続し、定年に達したことにより退職した者(定年に達した者で、職員就業規則第18条第3項前段の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。次条において同じ。)に対する退職手当の基本額は、退職し又は解雇された日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11 年以上15 年以下の期間については、1年につき100 分の137.5
- (3) 16 年以上24 年以下の期間については、1年につき100 分の200
- 2 前項の規定は、11 年以上 25 年未満の期間勤続し、通勤(労働者災害補償保険法 第7条第2項及び第3項又は地方公務員災害補償法(昭和42 年法律第121 号)第2 条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職(業 務上の死亡を除く。)した者に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

- 第8条 業務上の傷病により退職し又は解雇された者、25 年以上勤続し、かつ、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者又は勤務場所の移転により退職した者であって理事長が定める者及び25 年以上勤続し、定年に達したことにより退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
  - (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
  - (2) 11 年以上 25 年以下の期間については、1年につき 100 分の 165
  - (3) 26 年以上34 年以下の期間については、1年につき100 分の180
  - (4) 35 年以上の期間については、1年につき 100 分の 105
- 2 前項の規定は、25 年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職(業務上の死亡を除く)した者に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

- 第9条 退職し又は解雇された者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。
  - (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職

した理由と同一の理由により退職し又は解雇されたものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
  - ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
  - イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合
- 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職又は解雇(この規程その他の規程の規定により、この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職又は解雇を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第18条第1項に規定する特定地方公共団体等職員として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職又は解雇の日以前の期間及び第17条第4項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第20条第1項若しくは第22条第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第19条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととされたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職又は解雇の日以前の期間(これらの退職又は解雇の日に職員又は第18条第1項に規定する特定地方公共団体等職員となったときは、当該退職又は解雇の日前の期間)を除く。)をいう。
  - (1) 職員としての引き続いた在職期間
  - (2) 第 18 条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定地方公共 団体等職員としての引き続いた在職期間
- (3) 第 18 条第 2 項に規定する特定地方公共団体等職員としての引き続いた在職期間
  - (4) 長野県職員退職手当条例(昭和 28 年長野県条例第 67 号。「退職手当条例」という。)第2条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間(退職手当条例により長野県職員としての在職期間以外の在職期間が長野県職員としての引き続いた在職期間に含まれる場合の当該在職期間を含む。)
  - (5) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして理事長が必要と認める在職期間 (定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)
- 第10条 第8条第1項に規定する者(勤続場所の移転により退職した者であって理事 長が定める者を除く。)のうち、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が 退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であ

るものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるも のとする。

読み替える規定	読み替えられる字	読み替える字句
	句	
第8条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額
		に退職又は解雇の日において定めら
		れているその者に係る定年と退職又
		は解雇の日の属する年度の末日にお
		けるその者の年齢との差に相当する
		年数1年につき 100 分の3を乗じて
		得た額の合計額
第9条第1項第1	及び特定減額前給	並びに特定減額前給料月額及び特定
号	料月額	減額前給料月額に退職又は解雇の日
		において定められているその者に係
		る定年と退職又は解雇の日の属する
		年度の末日におけるその者の年齢と
		の差に相当する年数1年につき 100
		分の3を乗じて得た額の合計額
第9条第1項第2	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額
号		に退職又は解雇の日において定めら
		れているその者に係る定年と退職又
		は解雇の日の属する年度の末日にお
		けるその者の年齢との差に相当する
		年数1年につき 100 分の3を乗じて
		得た額の合計額に、
第9条第1項第2	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る
号イ		減額日のうち最も遅い日の前日に現
		に退職した理由と同一の理由により
		退職し又は解雇されたものとし、か
		つ、その者の同日までの勤続期間及び
		特定減額前給料月額を基礎として、前
		3条の規定により計算した場合の退
		職手当の基本額に相当する額

(業務又は通勤によることの認定の基準)

第11条 理事長は、退職又は解雇の事由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通

勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、労働者災害補償保険法又は地 方公務員災害補償法の規程に基づき職員の業務上の災害又は通勤による災害に対す る補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

- 第12条 第6条から第8条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料 月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて 得た額をもってその者の退職手当の基本額とする。
- 第13条 第9条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。
  - (1) 60 以上 特定減額前給料月額に60 を乗じて得た額
  - (2) 60 未満 特定減額前給料月額に第9条第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に 60 から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額
- 第 14 条 第 10 条に規定する者に対する前 2 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規程	読み替えられる字	読み替える字句
	句	
第 12 条	第6条から第8条	第 10 条の規定により読み替えて適用
	まで	する第8条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額
		に退職又は解雇の日において定めら
		れているその者に係る定年と退職又
		は解雇の日の属する年度の末日にお
		けるその者の年齢との差に相当する
		年数1年につき 100 分の3を乗じて
		得た額の合計額
	これらの	第 10 条の規定により読み替えて適用
		する第8条の
第 13 条	第9条第1項の	第 10 条の規定により読み替えて適用
		する第9条第1項の
	同項第2号イ	第 10 条の規定により読み替えて適用
		する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用す
		る同項の

第 13 条第 1 号	特定減額前給料月	特定減額前給料月額及び特定減額前
	額	給料月額に退職又は解雇の日におい
		て定められているその者に係る定年
		と退職又は解雇の日の属する年度の
		末日におけるその者の年齢との差に
		相当する年数1年につき100分の3を
		乗じて得た額の合計額
第13条第2号	特定減額前給料月	特定減額前給料月額及び特定減額前
	額	給料月額に退職又は解雇の日におい
		て定められているその者に係る定年
		と退職又は解雇の日の属する年度の
		末日におけるその者の年齢との差に
		相当する年数1年につき100分の3を
		乗じて得た額の合計額
	第9条第1項第2	第 10 条の規定により読み替えて適用
	号イ	する第9条第1項第2号イ
	及び退職日給料月	並びに退職日給料月額及び退職日給
	額	料月額に退職又は解雇の日において
		定められているその者に係る定年と
		退職又は解雇の日の属する年度の末
		日におけるその者の年齢との差に相
		当する年数1年につき 100 分の3を
		乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第 10 条の規定により読み替えて
		適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第15条 退職し又は解雇された者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第9条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(就業規則第13条第1項の規定による休職(業務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社その他理事長が定める団体(以下「地方公社」という。)国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。)第6条に規定する法人その他の団体(退職手当(これに相当する手当を含む。)に関する規程において、職員が法人その他の団体の業務に従事するために休職され、引き続いて法人その他の団体に使

用される者となった場合におけるその者の在籍期間の計算については、法人その他の団体に使用される者としての在職期間はなかったものとすることと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く)、就業規則第46条第3号の規定による出勤停止、就業規則第26条の規程による育児休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち理事長が別に定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分6万5,000円
- (2) 第2号区分5万9,550円
- (3) 第3号区分5万4,150円
- (4) 第4号区分4万3,350円
- (5) 第5号区分3万2,500円
- (6) 第6号区分2万7,100円
- (7) 第7号区分2万1,700円
- (8) 第8号区分零
- 2 退職した者の基礎在職期間に第9条第2項第2号から第5号までに掲げる期間が 含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、理事長が別に定める ところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。
- 3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員 の職務の複雑、困難及び責任の度合に関する事項を考慮して、理事長が別に定める。
- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当 該各号に定める額とする。
  - (1) 退職した者のうち自己都合等退職者(第6条第2項に規定する傷病によらずその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)以外のもの又は解雇されたものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
  - (2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のもの又は解雇された者でその勤続期間が零の者 零
  - (3) 自己都合等退職者でその勤続期間が 10 年以上 24 年以下のもの 第1項の規 定により計算した額の2分の1に相当する額
  - (4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零
- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合にお

いて、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算 に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

- 第16条 第8条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職又は解雇された日におけるその者の給与月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。
  - (1) 勤続期間1年未満の者100分の270
  - (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100 分の360
  - (3) 勤続期間2年以上3年未満の者100分の450
  - (4) 勤続期間3年以上の者 100 分の540
- 2 前項の「給与月額」とは、公立大学法人長野県立大学職員給与規程(平成30年規程第236号)に規定する給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

(勤続期間の計算)

- 第17条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員となった日の属する月から退職又は解雇の日の属する月までの引き続いた在職期間による。
- 2 職員が退職し又は解雇(就業規則第21条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)された場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 3 前2項の規定による在職期間のうちに休職月等が1月以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(労働協約に定める在籍専従により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数とし、育児休業をした期間のうち、当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、その月数の3分の1に相当する月数とする。)を前2項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 4 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満(第6条第1項(傷病により退職し又は解雇された者に係る部分に限る。)、第7条第1項又は第8条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては1年未満)の場合には、これを1年とする。

(地方公務員として在職した後引き続いて職員となった者等に対する退職手当に係る特例)

第18条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて地方公共団体、国、公庫等(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定するものを

いう。以下同じ。) 又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号) 第2条第1項に規定するものをいう。)(以下「地方公共団体等」という。) で、退職手当(これに相当する給付を含む。以下この条において同じ。)に関する規 定又は退職手当の支給の基準において、一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法 第8条第3項に規定するものをいう。)の職員が、理事長の要請に応じて当該地方公 共団体等に使用される者(役員及び常時勤務することを要さない者を除く。以下「地 方公共団体等職員」という。)となるために退職し、退職手当を支給されないで、引 き続いて当該地方公共団体等職員となった場合に、一般地方独立行政法人の職員とし ての在職期間を当該地方公共団体等職員としての在職期間に通算することと定めて いるもの(以下「特定地方公共団体等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務 することを要さない者を除く。以下「特定地方公共団体等職員」という。)となるた め退職し、かつ、引き続き特定地方公共団体等職員として在職した後、引き続いて再 び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員と しての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員とし ての引き続いた在職期間とみなす。ただし、退職により、この規程による退職手当に 相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、 その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

- 2 特定地方公共団体等職員が、理事長等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合又は地方公共団体等との計画的人事交流その他の理由によりこれに準ずるものとして理事長が認めた場合におけるその者の職員としての在職期間には、その者の特定地方公共団体職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、退職により、この規程による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の職員として引き続いた在職期間には含まないものとする。
- 3 前各項の場合における地方公務員等としての在職期間の計算については、前条の規 定を準用する。
- 4 職員が第1項の規定に該当する退職をした場合又は第2項の規定に該当する職員 が退職をし、かつ、引き続いて地方公務員等となった場合には、退職手当は支給しな い。
- 5 地方公務員等が、その身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の第18条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。

## 第3章 特別の退職手当

(予告を受けない退職者の退職手当)

第19条 職員の退職又は解雇が、労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条及び

第 21 条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

第4章 退職手当の支給制限等

(定義)

第20条 本条から第25条までにおいて、「懲戒解雇等処分」とは、就業規則第46条 第6号の規定による懲戒解雇の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を 理由として失わせる処分をいう。

(懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

- 第21条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者(当該退職した者が死亡したときは、その退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職した者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が業務に対する信頼に及ぼす影響その他の理事長が定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととすることができる。
  - (1) 懲戒解雇等処分を受けて退職をした者
  - (2) 就業規則第 21 条第1項第2号又は第3項第5号の規定により解雇された者又はこれに準ずる退職をした者
- 2 理事長は、前項の規定により退職手当を支給しないときは、その理由を付記した書 面を当該解雇された者に交付しなければならない。
- 3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の 所在が知ることができないときは、当該処分の内容を法人の掲示板に掲示することを もって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算し て2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。 (退職手当の支払の差止め)
- 第22条 退職し又は解雇された者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は 当該退職し又は解雇された者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を 差止める処分を行うものとする。
  - (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
  - (2) 退職し又は解雇された者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職し又は解雇された者が基礎在職期間中の行為に係る

刑事事件に関し起訴をされたとき。

- 2 退職し又は解雇された者に対しまだその退職に係る一般の退職手当等の額が支払 われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は当該退 職し又は解雇された者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を 行うことができる。
  - (1) 当該退職し又は解雇された者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、 その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査によ り判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、 その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが業務に対する信頼を確保する 上で支障を生ずると認めるとき。
  - (2) 理事長が、当該退職し又は解雇された者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇を行うべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡した者の遺族(退職し又は解雇された者がその退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したこと又は当該死亡した者の遺族がその死亡に係る一般の退職手当等の学の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止めることができる。
- 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差 止処分」という。)を受けた者は、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、理事 長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 理事長は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った場合であって、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、速やかに当該支払差止めを取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止めの目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止めの理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
  - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止めの理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった

- 場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定 した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
- (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る 刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受 けることなく、当該支払差止めを受けた日から1年を経過した場合
- 6 理事長は、第3項の規定による支払差止処分を行った場合であって、当該支払差止 処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分 を受けた日から1年を経過したときは、速やかに当該支払差止処分を取り消さなけれ ばならない。
- 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った理事長が、当該支払差止処分後に判明 した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差止める必要 がなくなったとして当該支払差止めを取り消すことを妨げるものではない。
- 8 前条第2項の規定は、支払差止処分について準用する。 (退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)
- 第23条 理事長は、退職し又は解雇された者に対しまだその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職し又は解雇された者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職し又は解雇された者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第21条第1項に規定する理事長が定める事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととすることができる。
  - (1) 当該退職し又は解雇された者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - (2) 当該退職し又は解雇された者が、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し、公立大学法人長野県立大学再雇用職員就業規則(平成30年規程第213号)第46条の規定により懲戒解雇(以下「再雇用職員に対する懲戒解雇」という。)を受けたとき。
  - (3) 理事長が、当該退職し又は解雇された者(再雇用職員に対する懲戒解雇の対象となる者を除く。)について、当該退職又は解雇後に当該一般の退職手当等の額の 算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等を行うべき行 為をしたと認めたとき。
- 2 死亡した者の遺族(退職し又は解雇された者がその退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したこと又は当該死亡した者の遺族がその死亡に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の学の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。) に対しま

だ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3 号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第21条第1項に規定する理事長が定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

- 3 理事長は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該決定を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 第 21 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項及び第 2 項の規定する一般の退職手当 等の支給制限について準用する。
- 5 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該 一般の退職手当等の一部を支給しないこととされたときは、当該支払差止めは、取り 消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

- 第24条 退職した者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第21条第1項に規定する理事長が定める事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずることができる。
  - (1) 当該退職し又は解雇された者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - (2) 当該退職し又は解雇された者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用職員に対する懲戒解雇とされたとき。
  - (3) 理事長が、当該退職した者(再雇用職員に対する懲戒解雇の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇とされる行為をしたと認めたとき。
- 2 前項第3号に該当するときにおける同項の規定による返納命令は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 3 理事長は、第1項の規定による返納命令を行おうとするときは、当該処分を受ける べき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 第 21 条第 2 項の規定は、第 1 項の規定による命令について準用する。 (遺族の退職手当の返納)
- 第25条 死亡した者の遺族(退職し又は解雇された者がその退職又は解雇に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したこと又は当該死亡した者の遺族がその死亡に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の学の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号

に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職又は解雇の日から1年以内に限り、第21条第1項に規定する理事長が定める事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額「(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)」の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第21条第2項並びに前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

- 第 26 条 退職し又は解雇された者の遺族に対し、その退職又は解雇に係る一般の退職手当等の額を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職又は解雇の日から6月以内に第 24 条第1項又は前条第1項の規定による返納命令を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職又は解雇の日から6月以内に、当該退職し又は解雇された者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等をされるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職し又は解雇された者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等をされるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に前条第2項において準用する第24条第3項の意見の徴取の実施に関する通知を受けた場合において、第24条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ)が、当該退職又は解雇の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第22条第1項第1号に該当する場合を含む。次項について同じ。)において当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第24条第1項の規定

による返納命令を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の意某の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職し又は解雇された者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられた後において第24条第1項の規定による返納命令を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職し又は解雇された者が当該刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職又は解雇の日から6月以内に当該退職に係る一般の 退職手当等の額の算定基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し 再雇用職員に対する懲戒解雇を受けた場合において、第24条第1項の規定による返 納命令を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の 日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職し又は解雇 された者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一 般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあって は、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を 行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第21条第1項に規定する事情の ほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額 のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈によ り取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人 の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとす る。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額 の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。
- 7 第 21 条第 2 項並びに第 24 条第 3 項の規定は、第 1 項から第 5 項までの規定による処分について準用する。

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

- 第 28 条 職員が退職し又は解雇された場合(第 21 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職又は解雇の日又はその翌日に再び職員となったときは、この規程による退職手当は、支給しない。
- 2 退職し又は解雇された者が、引き続いて特定地方公共団体等職員となった場合にお

いて、特定地方公共団体等職員に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の 基準により、その者の職員としての勤続期間が特定地方公共団体等職員等としての勤 続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は、支給 しない。

3 職員が第 18 条第 1 項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定地方公共 団体等職員となった場合又は同条第 2 項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き 続いて特定地方公共団体等職員となった場合においては、理事長が定める場合を除き、 この規程による退職手当は、支給しない。

(この規程の実施に関し必要な事項)

第29条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定及び公立大学法人長野県立大学に職員を引き継ぐ県の内部組織を定める条例(平成29年長野県条例第51号)により長野県職員から職員となった者(以下「継承職員」という。)の第17条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の長野県職員退職手当条例(昭和28年長野県条例第67号。以下「退職手当条例」という。)第2条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 3 継承職員の在職期間にかかる第9条、第15条及び第17条の規定の適用については、 この規程に定めるもののほか、長野県職員退職手当条例及び長野県職員の退職手当に 関する規則(昭和50年長野県人事委員会規則第15号)の規定の例による。
- 4 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に、地方公共団体の一般職員の任期付職員の採用に関する法律第3条に基づき長野県に任用されるもの、または、地方公務員法第22条に基づき長野県に任用されるものが、長野県を任用期間満了により退職し、施行日に職員(職員就業規則第2条第4項に規定する職員を除く。)となったときは、第17条第1項の規定による在職期間の計算については、長野県から引き続いて在職したものとみなす。
- 5 退職し又は解雇された者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定によりその者の 給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前 の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程等の 適用を受けたことがあるときは、この規程の規定による給料月額には、当該差額を含 まないものとする。
- 6 継承職員に対する前項の規定の適用については、同項中「規程の」とあるのは「規

程及び施行日前の長野県職員に適用される条例の」と読み替えるものとする。

- 7 継承職員のうち、施行日から雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)による失業等 給付の受給資格を取得する前までの間に退職し又は解雇された者であって、その退職 又は解雇の日まで長野県職員として在職したものとするならば、退職手当条例第 10 条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の例によ り算出した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給する。
- 8 前項の退職手当の支給に関し必要な事項は、退職手当条例及び長野県職員の退職手 当に関する規則の例による。
- 9 第2項から前項までに規定するもののほか、職員の退職手当の経過措置については、 退職手当条例の適用を受ける長野県職員の例による。

附 則(令和6年9月20日改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年10月1日から施行する。 (教員以外の職員に係る経過措置)
- 2 当分の間、第7条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後そのものの非違によることなく退職したもの(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第6条の規定の適用については、同条第1項中「又は第8条」とあるのは、「、第8条又は令和6年改正附則第2項」とする。
- 3 当分の間、第8条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第6条の規定の適用については、同条第1項中「又は8条」とあるのは、「、第8条又は令和6年改正附則第3項」とする。
- 4 令和6年給与規程改正附則第3項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額 の減額改定に該当しないものとする。
- 5 当分の間、定年前早期退職者として認定された者に対する第 10 条及び第 14 条の規定の適用については、第 10 条の本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「定年(教員以外の職員にあっては 60 歳とする。)」と、第 10 条の表並びに第 14 条の表中「その者に係る定年」とあるのは「その者に係る定年(教員以外の職員にあっては 60 歳とする。)」とする。